

異議申立補充書(3)

2003年12月22日

東京高等裁判所第12刑事部 御中

申立人	星野文昭
弁護人	鈴木達夫
同	和久田修
同	岩井信

目次

はじめに 新証拠の発見

第1 確定判決における証拠構造とKR供述の位置	5頁
1 確定判決が申立人を有罪=無期懲役とした証拠構造	5頁
(1) 確定判決認定が認定する実行行為者	
(2) OT引当供述までの各人の供述内容	
(3) OT引当供述の内容	
(4) OT引当供述以後の各人の供述内容	
(5) OT引当供述への収斂と統一	
(6) 事実認定におけるOT引当供述の重要性	
2 原決定におけるKR供述の位置	7頁
(1) 原決定における判示	
(2) これまでの申立人の反論	
(3) KR供述の真偽が及ぼす確定判決の事実認定に対する影響	

3	小括	8 頁
第 2	申立人が中村巡査を殴打していたとする K R 供述の虚偽性	9 頁
1	K R の公判における証言	9 頁
(1)	1 9 7 4 年 9 月 1 9 日一審第 2 1 回公判弁護人尋問	
(2)	1 9 7 6 年 3 月 2 3 日一審星野 4 回公判検察官尋問	
(3)	1 9 8 2 年 2 月 1 5 日確定審第 7 回公判弁護人尋問	
2	新証拠一 K R 陳述 (弁第 1 4 号証)	1 1 頁
第 3	当時の他の目撃証言	1 1 頁
1	都民交通整備士 A B の目撃供述	1 1 頁
2	建築板金業 F S の目撃供述	1 3 頁
3	小括	1 5 頁
第 4	申立人の本件当時着用していたのは、薄青色の背広とグレーのズボンであったこと	
1 5 頁		
1	申立人の当日の服装についての供述	1 6 頁
(1)	1 9 8 4 年 2 月 2 9 日付申立人上告趣意書	
(2)	2 0 0 1 年 1 2 月 2 0 日付「星野文昭との面会報告書」(新証拠一弁第 1 5 号証)	
(3)	本件デモ参加者の申立人の服装に関する各供述 A Y (申立人の防衛隊) 1 9 7 2 年 2 月 1 4 日付け検面 I T (同上) 1 9 7 2 年 2 月 1 0 日付け検面 A R (同上) 1 9 7 2 年 4 月 1 2 日付け検面 星野の服装に関する防衛隊員の供述の一致	
(4)	警察官の供述 1 9 7 1 年 1 1 月 1 8 日付牟田和正検面 新証拠一 1 9 7 1 年 1 2 月 1 1 日付高尾太郎作成「総括捜査報告書」(弁第 1 6 号証)	
(5)	関連神山交番事件の記録	
2	小括	1 9 頁
第 5	これまでの小括	2 0 頁
1	「きつね色の服を着た男」と申立人は別人であること	2 0 頁
2	K R 供述が検察官の誘導によってなされたこと	2 0 頁
(1)	K R が中村巡査を殴打していた「きつね色の服を着た男」を申立人であるという虚偽の事実を供述調書に記載してしまった点について	
(2)	捜査官が申立人の着衣について誘導する必要性があったこと	
(3)	新証拠 1 9 8 0 年 1 1 月 2 8 日第三次破防法裁判第 5 5 回公判 K R 証言速記録抄本 (弁第 2 1 号証) 1 9 8 0 年 1 2 月 1 9 日第三次破防法裁判第 5 6 回公判 K R 証言祖記録抄本 (弁第 2 2 号証)	
(4)	K R の服の色に関する供述と O T 引当供述の前後関係について 原決定の判示について	

市川検事の誘導

ア KRの員面調書の内容

イ 公判廷における石井の証言

ウ 「接見状況報告書」(1972年2月4日付警視庁尾久警察署
巡査部長小熊隆作成)

OT引当供述以前からKRに対する誘導がなされていたこと

第6 まとめ

30頁

記

はじめに = 新証拠の発見

本補充書は、KR証人が目撃した中村巡査殴打実行行為者が申立人ではないことを、旧証拠及び新証拠によって総合的に明らかにするものである。

確定判決は、上記KR証人が目撃した中村巡査殴打実行行為者の服の色と本件 当時申立人が着用していた服の色が矛盾していることを全く無視しており、また、本再審申立を棄却した原決定(以下、単に「原決定」という。)においては、申立人が主張した確定判決のOT引当供述を軸とする証拠構造を否定する根拠として、KR証人の捜査段階における目撃供述を挙げている。このことは、申立人が 中村巡査を殴打したとする確定判決の根拠がKR証人の捜査段階における供述であることを如実に示すものである。

当職らは「新証拠発見の経緯に関する報告書」(弁第12号証)に詳述する経緯等から、上記KR証人の申立人が中村巡査を殴打していたとする捜査段階における供述が虚偽であり、申立人が本件当日着用していた上着が薄水色であったことを証明する「新証拠」を入手するに至った。

以下、これらの点について検討する。

第1 確定判決における証拠構造とKR供述の位置

1 確定判決が申立人を有罪 = 無期懲役と認定した証拠構造

申立人(=星野文昭氏-以下、「星野」ともいう。)は、本件再審請求書(1996年4月16日付)において、確定判決が申立人を中村巡査殴打行為の実行者であると認定した証拠構造について次のように主張した。

(1) 確定判決が認定する実行行為者

確定判決は、中村巡査殴打行為の実行行為者として、申立人、奥深山幸男(以下、「奥深山」という。) 大坂正明(以下、「大坂」という。)

AY、KR、ARの6名を認定した。

(2) OT引当供述までの各人の供述内容

上記6名が確定された根拠となる関係者の捜査段階の供述調書を見ると、関係者の中で最も早く(1972年2月2日)逮捕されたOT、IT、AY及びKRの供述調書において、2月13日に行われたOTの現場引当り捜査における同人の供述(これを以下、「OT引当供述」という。)までは、中村巡査の殴打現場に臨場し、あるいは殴打していた者について、申立人、大坂、奥深山の3名が挙げられている。

(3) OT引当供述の内容

ところが、上記OT引当供述において、初めて、同巡査殴打の実行行為者として、上記3名の外に、AR、AY、KRが特定され、それがOTの2・14員面、2・17検面において完成されている。

(4) OT引当供述以後の目撃供述

そして、上記OT引当供述以降になされたKR、IT、AYの供述調書の内容及び後に逮捕されたAR、SBの供述調書の内容は、全てOT引当供述を踏襲して、ほぼ同内容となって、これらの供述調書の内容が申立人を有罪とした証拠となっている。

(5) OT引当供述への収斂と統一

以上からすれば、OT引当供述までばらばらに存在していた供述内容が、いったんOT引当供述に全て収斂、整理され(上記(3)流れ込み)そして、その内容が各関係者の供述内容へと統一されている(上記(4)=流れだし)のであるから、OT引当供述(2・14員面、2・17検面を含む一以下、同じ)の信用性が否定されれば、それ以降の各供述調書の信用性も一挙に瓦解することになる。

加えて、OT以外の者は、公判廷において、捜査段階の供述調書の内容が誤りであり、申立人は現場にいなかった旨もしくは記憶にない旨を証言している。

(6) 事実認定におけるOT引当供述の重要性

したがって、確定判決の事実認定を支えているのは、実質的にはOT引当供述のみであるから、OT引当供述が、確定判決の事実認定の要となっているのである。

申立人は、上記のような分析の下、本件再審請求書において、OT引当供述が虚偽であることを詳細に論証したのである。

2 原決定におけるKR供述の位置

(1) 原決定における判示

ところが、原決定は、申立人の前記主張に対して、「KR、IT、AYは、逮捕後の早い段階から供述を始めており、OT引当供述までに、既に、請求人が直接殴打したかはともかく、中村巡査を困むなどして本件殺人に参与していたことを、そう思われる者として、あるいは図示するなどして明確に、供述している(これを裏付けるOT引当供述以前の供述証拠として、KR2・4、2・9各検面、2・13員面、IT2・4検面、2・5、2・12各員面、2・10検面、添付図8枚添付のAY2・12員面)」(原決定25頁)ので、OT引当供述だけが確定判決の事実認定の要になっているわけではないとした。

(2) これまでの申立人の反論

申立人は、本件異議申立補充書(一)において、原決定が言うように、「請求人が(中村巡査を)直接殴打したかはともかく」とすることは、申立人が無期懲役とされた最大の根拠が、申立人が中村巡査を直接殴打したことにあるのであるから、上記のように、殴打行為自体の存否を曖昧にした判断は許されない旨を主張した。その上で、前記供述調書のうち、ITのものは、そもそも申立人が中村巡査殴打現場の困みにいたかどうか

かすらはっきりしない内容になっていること、 A Yのものは、少なくとも申立人の殴打行為を明確に否定しているものであること、 K Rのものは、2・9検面及び2・13員面が、申立人が中村巡査を直接殴打したとする供述調書であるが、申立人が当時着用していた服の色の問題からして信用性がないものであることを指摘し、原決定の上記(1)の判示部分は全く失当であることを論証してきた。

(3) K R供述の真偽が及ぼす確定判決の事実認定に対する影響

他方、上記乃至からすれば、O T引当供述以前のI T、A Y、K Rの各供述内容で、申立人が直接中村巡査を殴打していたとしているのは、上記におけるK R供述(以下、これを単に「K R供述」という。)のみである。

とすれば、仮に、K R供述に信用性が認められれば、必ずしもO T引当供述が証拠の要ということとはできなくなることになるし、逆にその信用性が完全に否定されれば、結局、O T引当供述の主要部分である中村巡査直接殴打部分については、少なくとも全く虚偽の事実がO T引当供述に流れ込み、それ以後の各関係者の供述調書に、その虚偽の事実が流れ出していったことになるのである。

すなわち、K R供述の真偽が、確定判決の証拠構造からすれば、確定判決の事実認定の結論を左右することになるのである。

以上から、K R供述の信用性の問題は、まさに原決定の妥当性を左右するきわめて重要な問題であることは明白である。

3 小括

そして、今回提出した新証拠と旧証拠の洗い出しによって、申立人が中村巡査を殴打していたとするK R供述の虚偽性は完全に明白となった。

以下、検討する。

第2 申立人が中村巡査を殴打していたとするK R供述の虚偽性

K Rが目撃し、認識していた「中村巡査を殴打していた人物」はあくまでも「きつね色の服を着ていた男」でしかないことは以下のとおり明らかである。

1 K Rの公判における証言

市川敬雄検事がK Rから取った1972年2月4日検面には、中村巡査殴打現場の囲みの中に申立人がいたこと、そして、同年2月9日検面には、同現場に申立人がおり、中村巡査を殴打していた旨の記載が存するが、申立人の服の色については、一切触れられていない。また、2月13日員面には、「うすいクリーム色の背広上下」を着た男が申立人であり、その申立人が、同巡査を殴打していた旨の記載があり、同月16日員面にも同様の記載がある。

では、K R自身は、「うすいクリーム色の背広上下」を着ていた男が申立人であることを本当に認識していたのであろうか。

K Rは、公判廷において、次のように証言している。

(1) 1974年9月19日一審第21回公判弁護人尋問(26丁)

「最初に機動隊をつかまえていた四、五人のうちあなたが星野だと言っている男の服装は。

ちょうどこんな色(発言台の色を示す)の上下ですね。きつね色と言いますかね。」

(2) 1976年3月23日一審星野4回公判検察官尋問(6丁)

「そのときに、星野さんという人は、機動隊員の左斜め前にいたと、前回の証言では、そうなるんですが、これは左斜め前で間違いありませんか。

星野さんが、ということですけど、要するに、その場で見ているのは、ぼくが見ているのは、きつね色の背広の上下を着た人ですか。中肉中背という感じの人ですね。」

(3) 1982年2月15日確定審第7回公判弁護人尋問(34丁)

「服装についてはどうなんでしょうかね。今のあなたの記憶を素直に言ってくれと言えば、やっぱり服装はクリーム色もしくはきつね色系統の、そういう記憶なんですか。

記憶というのはほとんどなかったんですね。そのころだれがどうこうというその11・14に関してあまりその、まあ、外を見るような余裕というのはそれほど持ってたわけではありません。で、記憶自体が転々としてあったわけですよ。で、星野さんの服装がその色だということになったのは、一つはその事件の現場でそのきつね色の上下の服装をした人がいてなくっていったという記憶があると」

以上のとおり、KRは、自分が目撃した事実は、中村巡査殴打現場において、「きつね色の背広の上下を着た人」が同巡査を殴打していた、という事実であって、この「きつね色」ないしは「うすいクリーム色」の背広の上下を着ていた人物が申立人であるかどうかについては、何ら確信はない旨を証言しているのである。

2 新証拠－KR陳述(弁第14号証)

また、今回、新証拠として提出した2001年6月17日付KR陳述書でも、「誓って申し上げますが、中村巡査殴打現場に『きつね色の服を着た人間』があり、その人が鉄パイプで中村巡査を殴打していたことは間違いありませんが、その人が星野さんではないこともまた、絶対に間違いありません」と述べている(なお、「きつね色の服を着た人間」が申立人ではないことについての論証は後述する。)

そして、そのKRの記憶が正しいことは、実は公判に顕出された客観的な目撃供述によっても明らかにされているのである。

第3 当時の第3者の目撃者証言

1 都民交通整備士AB目撃供述

事件当日、中村巡査殴打現場から70メートル手前にあった都民交通の整備士であった上記ABは、極めて詳細にデモ隊員による中村巡査追跡、捕捉、殴打の一連の過程を目撃したとして、事件後15日目に以下のように供述している。

1971年11月29日付検面

「10人位が一団でとなった機動隊員が神山交番の方から東急デパート方面に駆けておりました。彼らの駆け方は、疲れているのか着衣が重いのかわかりませんがまるでマラソンをしている様に遅かった感じでした。

するとその後方40米位のところを白いヘルメットをかぶった学生ら

しい集団が、手に手に火炎瓶や長い棒の様な物を持って追っ駆けて来ました。先ほど申したとおり機動隊員の駆け方は、非常に遅かったのですが追っ駆けている集団は、身軽のためかすごい速さでした。

(中略)

それらが会社の前を通過してからは、私も窓から身をのり出して東急方面を見ておりました。」(4丁～5丁)

と、詳細に目撃し、都民交通前をデモ隊員らが通過してからも追尾し、殴打現場での状況を以下のように詳しく供述している。

「六 私の会社から六〇米位東急方向に寄った所に近藤というパン屋があってそこは交差点になっておりますが、逃げた機動隊員中八名位は、その交差点を左折して私から見えなくなりました。

しかし、最後尾で逃げていた二人の隊員中一人の隊員がものすごい速さで追っていた学生風の男に追いつかれたらしく、パン屋の前辺りで長さ一米五〇糎から二米位の竹竿の様な物で右肩付近をなぐりつけられました。

そのため、その隊員は、後を振り返り、その男に抵抗しているように見えたが、そこへ五名位の白いヘルメットをかぶった男、その中の一人は、ヘルメットなしでしたが、追いつき機動隊員と乱闘となりました。

その隊員は、盾や武器は、持っていなかったように思いますが、五、六人の男達に棒の様な物で体中をなぐられている様子で、やがてその場に倒れてしまいました。

六(マ) その頃白いヘルメットの後続集団二、三〇名がその現場に追いつき先の男達と一緒に倒れた機動隊員を真中に取り囲み円陣を張りました。」(6丁～8丁)

と、詳細な殴打現場目撃状況を供述した後、殴打行為者の特徴を具体的に供述している。すなわち、

「一番初めに、すごい速さで機動隊員を追い駆け、持っていた二米近い竹竿の様な物で隊員をなぐった男は、前に黒字で反戦と書いた白ヘルメットをかぶり身長は、私と同じ位に見えたので一七八センチ位、少しやせ型の年令二二、三オタオルで覆面をし、その両端を下にさげておりました。メガネをかけていたかどうかははっきりせず、着衣は黄土色の作業着か背広のような上着にGパン、色のついているズック靴、左脇下に火炎瓶らしい物がかかえていた男性でありました。

つづいて追っていた五名位の連中は一人だけヘルメットがなかったのですが、他の者は、反戦又は中核と書いた白ヘルメットをかぶっておりました。

その中で特徴のある者の一人は、髪を七・三に右に分け、身長一七八センチ位、マスクをかけ黒っぽい半コート黒ズボン姿の二〇才位の男性および身長一七五センチ位、茶とネズ色を混ぜたようなブレザーコート

を着たうえGパンをはいていた男性と身長一六五センチ位の背のやや低い男で黒っぽいコートを着てマスクかタオルで覆面をしていた男性でありました。」(11丁~13丁)

と、A Bが最も特徴的人物としてあげている「すごい速さで」機動隊員を捕捉し殴打した人物の着衣を「黄土色」という「きつね色」系として供述しており、K Rの供述調書(新証拠を含む)及び公判証言と一致している。

2 建築板金業F Sの目撃供述

次に、同じく一般目撃者としてF Sの中村巡查殴打場面の詳細な目撃供述がある。

F Sは11月14日当日車で白洋舎路地から走行中に事件に遭遇し、車を中村巡查殴打現場十字路を右折して駐車後、統一教会前十字路角から目撃したとして、事件後9日目に検察官に対して以下のように供述している。

1971年11月23日付検面

「一〇人位の機動隊員を追いかけてくる五〇人位の白ヘル集団を認めました。追いかけられた機動隊員は私の前方にかけて来て一名を除いて全員が交差点を左に曲がって逃げていきましたが、一番後からかけてきた機動隊員一人が図面に食料品店と印した店の前で先頭をかけてきた一五、六人の白ヘルの者に取り囲まれてしまいました。」(同2丁)「三、機動隊

員一名が捕ってからの状況を申し上げますと、私が作成した図面の で見ていたのですが、機動隊員一名は図面に×と印した地点で背中を食料品店のシャッターに向けその回りに一五、六人の白ヘルの学生と思われる者を取りまき、その前にいる七人位の者が角材や竹やりで機動隊員を一せいに突いたり殴ぐったりしました。」(同2丁)

そして、特に印象の深い者として、以下の人物をあげている。

「ヘルをかぶっていたかどうかよく判りませんが、長髪で身長170センチ位、細面青白い顔でベージュの薄いコートを着た男が図面にAと印した地点で警棒を振って機動隊員の頭を何回も殴ぐりつけていたことです。」

(同 3丁)

「そうしているうちに白ヘルをかぶった茶っぽいジャンパーを着用したタオルで覆面した男がBと印した地点に中腰になり、」(同4丁)

と、やはり、中村巡查を殴打していた者の中で印象深い者として、「ベージュ」の色の服を着ていた者を挙げており、やはり、K Rが供述 調書及び公判証言で指摘した「きつね色」系の色と一致しているのである。

3 小括

以上のとおり、K Rのみならず、何の利害関係も有しない一般目撃者であるA B、F S両氏が揃って、「きつね色」と同系統の色の服を着ていた男が中村巡查を殴打していたことを供述していることはきわめて重要であり、中村巡查殴打現場において、鉄パイプで同巡查を殴打していたのは、「きつね色の服を着た男」であることは客観的に明らかとなったとすることができる。

したがって、K Rが同巡查殴打現場で目撃したのは、「きつね色の服を着た男」が

同巡査を殴打していた場面であることに疑いを差し挟む余地はない。

では、この「きつね色の服を着た男」は申立人であったのか否か、が次に検討されねばならない。

第4 申立人が本件当時着用していたのは薄青色の背広とグレーのズボンであったこと

これまでも、申立人は、再審請求書及び異議申立補充書の中で、本件当日の申立人の服装は、薄青色の背広、グレーのズボンであったことは主張してきたが、その根拠となるものは、基本的には、申立人自身の供述に拠るものであった。

しかし、今回、極めて信用性客観性の高い証拠が発見され、この点も客観的に特定できるに至ったのである。

以下、検討する。

1 申立人自身の当日の服装についての供述

(1) 1984年2月29日付申立人上告趣意書(14~15頁)

「私の当日の服装は、上着は、ジーパンを洗って薄くなったような抑えた色合いの薄青色のブレザーで、ウエストの部分が細めになっていてスポーティな形のもの。ズボンは、色は薄いグレーで、形はストレートのもの。シャツは白のワイシャツで、ネクタイは青地の地の中央部に約10センチ幅の薄い黄色と薄いグレー横斜めの縞が入ったもの。そして銀メッキのネクタイピンをしていた。靴はこげ茶か黒の短革靴で、黒ぶちのメガネをかけていた。コートはなし。後で、「中核」と書かれた白ヘルメットを被り、白マスクをかけた。

私は、神山交番前での機動隊とデモ隊との衝突の状況を撮影した中村撮影報告書22の4に写っています。神山交番となりのシャッターの前で左足をのばして走っているのが私です。」

(2) 2001年12月20日付け「星野文昭との面会報告書」(新証拠一弁第15号証)

申立人の妻である星野暁子は、申立人との面会の際、3度にわたり、申立人に対し、大日本インキ化学発行の「PROCESS COLOR NOTE」ないし財団法人日本規格協会が出版している「JIS色名帳」を示して、本件当日の申立人の服装の色を特定させたところ、ブレザーは、「PROCESS COLOR NOTE」の「CN-2380P」、ズボンは、「CN-546-1/2P」であることが示された。これらは、上記の申立人の供述と一致するものであった。

(3) 本件デモ参加者の申立人の服装に関する各供述

AY(申立人の防衛隊)1972年2月14日付け検面

「星野さんの服装は薄水色ブレザー、グレーズボン、黒短靴、黒縁メガネ(つるが金属製)」(11~12丁)

IT(同上)1972年2月10日付け検面

「星野さんは、黒ぶち眼鏡、Yシャツ、ネクタイ、灰色のようなブレザー、やゝ同色のズボンという身なりでした」(12丁)

AR(同上)1972年4月12日付け検面

「星野さんの服装は、空色のブレザー、紺色のネクタイ、白っぽいズボン、黒っぽい革靴でした。」(17丁)

星野の服装に関する防衛隊員の供述の一致

以上のとおり、本件当日、申立人の防衛隊として申立人の身近にいた A Y、I T、A R は全員、申立人の当日の服装について、申立人と同様の供述を捜査段階から行っていたことが認められる。

(4) 警察官の供述

本件公判廷において調べられた証拠及び関連事件の捜査記録から、捜査機関自身が、申立人の本件当日の服装について申立人の上記供述どおりであったことを確認していることが今回明らかとなった。これらの供述調書及び捜査記録によれば、本件デモ隊を追尾し監視していた警察官が、申立人の服装について視認した、というのである。すなわち、警察官が、その任務として申立人の服装を視認したのであるから、その客観性は極めて高いことはいうまでもないところであり、これらの証拠により、申立人の服装についても客観的に特定することができるのである。

1971年11月18日付け牟田和正検面

牟田和正は、当時、警視庁公安総務課第六係主任であり、同警部高尾太郎の命令によって、私服で中核派学生等の動きを視察する目的で、事件当日午後2時34分頃から国電中野駅ホーム上、集団から3～4メートル離れて視察しており、上記検面は、その様子を検察官に供述したものであって、その正確性は極めて高い。これによると、申立人の服装は、

「指導者は二十一、二才、やせ型、小柄な男でした。顔はやや面長色白で黒プチメガネをかけ髪は七・三位にわけ、油気はないようですがきちんと整っておりまして。うす青色の背広上着白ワイシャツ濃いえんじ色のネクタイ長いネクタイピンをしていました。」(7丁)

とのことであり、申立人自身の供述とほぼ一致しているのである。なお、上記の状況は、中野駅ホームで、申立人が肩車されて、アジ演説を行ったときのものであり、この時に演説をしたのが申立人であることに争いはない。

新証拠－1971年12月11日付高尾太郎作成「総括捜査報告書」
(弁第16号証)

この報告書は、本件公判廷においては、検察官から全く開示されなかったものである。後にその入手経緯を述べるが、この総括捜査報告書は、本件当日の神山交番前放火事件及び本件中村巡查殺害事件について、警察が捜査を行った全容が記載されているものであり、いかなる捜査、証拠によって、上記総括報告書記載の事実が認められたかも合わせて記載されている。

これによれば、申立人の服装は、

「最前部では 肩車にのった年令二一～二歳、やせ型、小柄、やゝ面長色白でボストン型黒プチ眼鏡、髪を七、三に分けた薄青っぽい背広上下白ワイシャツ、ネクタイの男が「我々は渋谷で合流しよう。渋谷駅を燃焼しよう」等とアジっていたが」(4丁)

と記載されている。やはり、上記の状況は、牟田検面と同様、中野駅 ホームのことであり、これが申立人であることに争いはない。なお、上記の状況を視認した者は、牟田の他、公安総務課の警部補である中島、千葉なる人物、中野署の斉藤部長、代々木署の滝本巡查と4名もあり、それぞれに現認報告書が作成されていることが上記報告書

に記載されており、これらが入手されれば、本件当日の申立人の服装の色はうす青色の背広であったことがさらに明らかにされることになる。

(5) 関連神山交番事件の記録

さらに、「新証拠発見の経緯に関する報告書」(弁第12号証)で明らかとなった事実から、本件のみならず、神山交番事件においても強引な捜査手法によって証拠がねつ造されたこと、その手法が「服の色」を使つての誤導であることが明らかになった。すなわち、神山交番事件被告人KMは、東京高裁刑事6部小野幹雄裁判長により無罪判決を受けている(新証拠一弁第17号証)が、同じく神山交番被告であり分離公判を受けたMGの虚偽供述(中津川検事の1972年1月4日付検面一新証拠一弁第18号証)により、有罪になりかけたところを、アリバイが明らかになることによって無罪となったのであるが、前記MGは、東京地裁刑事6部28回証言速記録抄本(新証拠一弁第19号証)29回証言速記録抄本(新証拠一弁第20号証)によれば、神山交番の現場でKMを目撃したことを強引に認めさせられたことを証言している。

この件は、本件でいえば、申立人(星野)とKRとの関係と全く同様であり、服の色による検察官の組織的な誘導の事実があったことを如実に窺わせているのである。物的証拠がほとんどない当日の事件(神山交番事件、本件)において、かかる捜査機関による誘導、虚偽供述の強制が行われていたことは、本件の真実を判断するためにも、きわめて重要な事実であることは、強く留意されねばならない。

2 小括

上記(3)及び(4)の事実からすれば、本件当日の申立人の服装が、うす青色の背広、グレー系の色のズボンであったことは疑いようのない事実である。

そして、KRが中村巡查殴打現場で目撃した「きつね色の服(を着た男)」の色調と申立人の着ていた「うす青色の背広」の色調が明らかに異なることは、KR陳述書添付の「JIS色名帳」からKRが特定した色と申立人が特定した「PROCESS COLOR NOTE」の色とを比較すれば一目瞭然である。

第5 これまでの総括

1 「きつね色の服を着た男」と申立人は別人であること

前記1、2に検討したところからすれば、KRが中村巡查殴打現場で同巡查を殴打していた人物(きつね色の服を着た男)と申立人とは全くの別人であることが客観的に明らかとなった。

さらに、ここで留意しておかねばならない事実は、前記第3において検討した中村巡查殴打現場の一般目撃者であるAB、FS両氏の供述調書には、同巡查を殴打していた「きつね色の服を着た男」以外の人物の服装について、いっさい「うす青色の背広」が登場していない。つまり、彼らは目撃していないという事実である。

このことはとりもなおさず、申立人が同巡查殴打現場にいなかったこと=申立人が無実であることを強く示唆するものであることは言うまでもない。

2 KR供述が検察官の誘導によってなされたこと

(1) KRが、中村巡查を殴打していた「きつね色の服を着た男」を申立人であるという虚偽の事実を供述調書に記載してしまった点について

前述のように、KRが目撃した中村巡查を殴打していた人物と申立人とがその服装の色から全くの別人であることが明らかとなった現在、問題は、なぜKRが、捜査段階では、この2人の人物を同一人物であると認めてしまったのか、という点に絞ら

れることになる。

この点、これは、KRを取り調べた市川検事の意図的な誤導、誘導によるものであるとの申立人の主張に対し、原決定は、「着衣の異なる人物を捜査官が誘導できるのか、また、請求人の着衣に関する他の者の供述が一定しない中で、そのような誘導をする必要があるのかも甚だ疑問がある上、着衣に関するKR供述がほぼ一貫していることは、旧証拠から明らかであるのみならず、KR自身、他の人と服装に関する記憶が違うことを何度も言われたが、訂正しろということにはなかった旨証言している（控訴審・七回）。これらからみて、捜査官がそのような誘導をするとは思えないし、そもそも、KRの供述調書において服装のことに触れられたのは、OT引当供述以後のことであるから、それ以前において服装による誤導を問題とする余地があるとは思われない。」と判示し、あくまでもKRの認識に基づき、任意に作成されたものであるとしたのである。

しかしながら、原決定の上記判示部分の論理は、これまでの検討ですでに破綻していることは明らかである。

以下、検討する。

（２） 捜査官が申立人の着衣について誘導する必要性があったこと

原決定は、上記の点について、「請求人（申立人）の着衣に関する他の者の供述が一定しない中で、そのような誘導をする必要があるのかも甚だ疑問がある」というが、これは明らかな誤りである。

捜査機関は、1972年2月2日に、KR、IT、AY及びOTが逮捕されるはるか以前の1971年12月段階で、申立人の服の色は「うす青色」であったことをすでに確定的な事実として認識していたことは、新証拠である高尾太郎作成の「統括捜査報告書」及び牟田検面から明らかである。なお、KRを取り調べた市川検事は、警察員面前調書はほとんど読むようにしていたこと、他の被疑者の調書も参考にしたことなど証言している（控訴審第17回証言速記録28丁～29丁、31丁乃至38丁）ことからして、警察から送致された捜査書類全てに目を通していたことは明らかである（捜査検事としては当然のことであるが）。

すなわち、市川検事は、KRの取調当時、申立人の本件当日の服の色が「うす青色」であったことについて十分な認識を有していたと認められるのである。

さらに、この時点で、一般目撃者からは、中村巡查殴打現場に「うす青色の背広」を着た男がいたという供述は取れていなかったことも明らかとなっている。

これらのことからすれば、捜査機関（市川検事）としては、KRに、申立人が同巡查殴打現場におり、同巡查を殴打していたことを認めさせるには、きつね色の服を着た男が申立人であるとするしか方法がなかったのであり、誘導の必要性はきわめて強かったことは明らかである（KRに、同巡查を殴打していた者は、「うす青色」の背広を着ていた、と誘導する方向もあったであろうが、KRは、服の色については頑として供述を変えなかったものと見られる。）

（３） 新証拠

原決定は、「KR自身が控訴審で、服の色について訂正しろ、と言われたことはない旨を証言している」として、捜査官（市川検事）の誘導の事実を否定した。

しかしながら、KRは、他事件の公判で、本件に関して、捜査官から強引な誘導があったことを認めているのである。

以下、これを概観する。

1980年11月28日第三次破防法裁判第55回公判KR証言速記録抄本（弁第21号証）

検察官尋問

「大分たくさんいたようですけども、指揮をする者はいたんですか。

はい、いました。

名前は記憶ありますか。

当時、偽名でしか記憶してなかったんですが、取調べで星野さんという方だと

その人だけですか、指揮者は、

何人かいたとおもうんですが、

取調べ受けた段階で星野という名前はわかったと言いましたね。

はい。」(上記速記録抄本・26丁)

「それじゃ まず こういうふうに尋ねますが、中村巡査に対して証人も攻撃を加えましたか。

というふうに供述調書はできてます。

本当はどうなんですか。

実際はやっていません。

攻撃を加えていた者はいましたか。

いました。

何名ぐらいですか。

...はっきりは記憶していないんですけど...、見える範囲では四名か五名ぐらいだったと思います。

その中で、名前を知ってる者はいましたか。

いえ。

いない。

はい。」(28丁)

以上のように、KRは、星野という名前は、取調べで知らされたことを述べている。また、自らの殴打行為を否定し、殴打に加わった人物についても、誰かは特定できないし、殴打行為者に名前を知っている者はいなかったのだから、申立人(星野)もいなかったことを証言しているのである。

ところが、本件公判廷に顕出されたKRの供述調書には、申立人が中村巡査を殴打していたことが記載されているのであるから、何らかの誘導があったことを強く窺わせるのである。

この点、KRは、さらに次のように述べている。

1980年12月19日第三次破防法裁判第56回公判KR証言速記録抄本証言(弁第22号証)

弁護人尋問に対するKRの証言

「はっきりはしないんですけど、ただ、自分でも感じたんですけど、さっきも申しあげましたように、供述調書がつくられていく過程で、典型的な例と言えば、星野さんという人の例ですけども、ぼくはその現場で最後に星野さんが出てきたところを見たわけですね。そして見たんだから、最初にもいただろうと、最初になぐっていただろうという話しになって、なぐられている中に知っている人間は、だれがいるかとか、この服装はどうかとか、この服装はだれだれだというような形で、調書が、どんどんつくられてい

きましたから、そうすると自分にも、そういうふうによられるだろうという気持というのは、強かったです。」(上記速記録抄本・99丁)

「あなた、さきほど調書がつくられていくというように述べられたんですが、そういう認識を持たれたのはいつ頃からですか。

もう最初の取調のときだったですね。最初というか、弁解録取をとるときに、もうすでにメモなり何なり見ながら。警察官が弁解録取をとっていく中で、もう自分が全然忘れていくことまで、警察官は書いていくわけです。そのときやはりそういうふうに感じました。」(同101丁)

K Rは、上記のとおり、中村巡査に対する殴打者が申立人であると特定させられたのは、捜査官の誘導によるものであることを明確に証言しているのである。

この点について、K Rは、2001年6月17日付け陳述書(弁第14号証)においても、「(取調を受けていた当時)体調も思わしくなく、さらに未成年であったこともあり、自分は、中村巡査に何も暴行も加えていないし、火炎ビンも投げていないのですが、取調の中で、取調官から『他の者がこう言っているから、こうだろう。』と責め続けられ、最後は、本当に、自分がやったのではないか、と思いこんでしまいそうな状態になっておりました。(中略)そのような中で、私は、取調官から、自分が火炎ビンを中村巡査に投げたことにされそうになり、火炎ビンを投げたことにされるよりは、と考え、自分が、竹竿で中村巡査を殴ったことにしてしまい、その代わりに、その時持っていた火炎ビンを誰かに渡してしまったことにしてしまっただけです。」と陳述しており、やはり強引な誘導があったことを率直に認めている。このような精神状態に追い込まれながら、「中村巡査殴打現場にいた中で私の記憶にある人間を私が知っている人物に当てはめていく、という作業が行われてました。その中で、結局、『きつね色の背広を着ていた人物』が『星野さん』であるとされてしまった。」(同陳述書)のである。

(4) K Rの服の色に関する供述とO T引当供述の前後関係について

原決定判示について

原決定は、「K Rの供述調書において服装のことに触れられたのは、O T引当供述以後のことであるから、それ以前において服装による誤導を問題とする余地があるとは思われない。」と判示しているが、このことの誤りは、すでに、異議申立補充書(1)において述べたとおりであり、司法警察員石井紘三作成の員面調書と市川検事作成の検面調書の作成過程の違いであるに過ぎない。また、市川検事が、中村巡査を殴打していたのは申立人であることをK Rに認めさせるには、「きつね色の服を着た男」と申立人とが同一人物であったことにさせねばならなかったことは、前記(2)で述べたとおりである。そして、市川検事がO T引当供述の前に作成した検面調書(2月4日、同月9日付け)に申立人の服装のことが記載されていないのは、本件当日の申立人の服装の色が、K Rの記憶と異なっていることに気づいていた市川検事とその矛盾を隠蔽するためにあえて記載しなかったものと考えるのが合理的であることも、前記で述べたとおりであって、原決定の上記判示が的外れなものであることは明らかである。

市川検事の誘導

さらに、O T引当供述以前から、K Rが、中村巡査を殴打していたのは、「きつね色の服を着た男」であると記憶しており、市川検事が強引に、これを申立人と一致させたことを推認させる状況証拠が存在する。

それは、当時、K Rの取調担当であった石井紘三の本公判廷における証言及

び同人が作成したKRの員面調書の内容、そして接見状況報告書の存在である。

ア KRの員面調書の内容

申立人の服装に関する内容が最初に出てくるのは、先述のとおり、2月13日付け員面である。

これには、「部隊が合流して一寸経ったとき、一人の小柄でメガネをかけ色の浅黒のうすいクリーム色の背広上下を着た男の人が私達の部隊の」(上記員面12丁)と、服の色が記載され、中野駅でKRが防衛隊に任命された場面が縷々記載されている。そして、このときこの「うすいクリーム色の背広上下」の人が、「高崎経済大学の星野さん」だと教えられ初めて顔を見たとの記載が存する。すなわち、2月13日の時点では、KRが申立人をそれとして認識したのは11・14中野駅現場であるとの供述になっているのである。

しかし、一方2月2日付けの員面によれば、同じ場面での供述が、「九、私のこの一月一四日の任務は、軍団長か何かの当日の私達組織の重要人物である偽名で『みなかみ』とかいう人の防衛隊の一員でした」(15丁)となっている。つまりKRは少なくとも2月2日の時点では、「みなかみ」なる人物が「星野」である、という認識は、11・14当日にはなかった、と供述しているのである。

KRが、「みなかみ」という人物を「星野」であると認識した時点について、上記2つの員面には大きな違いが存するが、前述した唐の公判証言からすれば、本件11・14当日、KRは、「星野」という名前を知らず、逮捕後それを知らされたことが認められる。さらに、2月7日の員面では、被疑者写真30枚を取調官である石井から提示されて、知っている人がいるかという尋問をされ、280番の写真を「星野=申立人」とであると特定していることになっている。

これらの点を合わせ考えるならば、KRが、捜査官から、「みなかみ」が「星野」であるということ「教えられた」のは、少なくとも2月2日以降2月7日以前ということになり、作成された供述調書の日付からすると、その時期は、2月4日の市川検事の取調の時以外にありえないことになる。そして、その時に、「みなかみ」=「星野」=「きつね色の服を着た男」という図式を認めさせたことが強く推認される。

イ 公判廷における石井の証言

また、KRの取調官であった石井は、控訴審第19回公判で以下のように証言している。

「……………星野くんに対しては、クリーム色というだけで、星野くんと言っていたというようなことでもなかったように私は記憶してるんですが。

では、何故調書にそれはとらなかつたんですか。ここでは、クリーム色の人を殴っていたのを見た、現場ではクリーム色の服上下を着ていたのは星野しかいないから星野だと、そういうふうな結びつけをしているわけですからね。

これは、結果として、文にすれば、こういうふうに特定の仕方は、彼がクリーム色の背広の人ということでそういう文 になっているわけです。」(22丁)

と、石井は、KRが中村巡查を殴打していたのはあくまでも「クリーム色の服を着ていた男」であるということに固執していたことを率直に証言している。これは、直接KRを取り調べた者の証言であるから、その信用性はきわめて高い、と言うべきである。

そうすると、員面調書の作成時期からすれば、K Rが、石井に対して、「クリーム色」という服の色でしか中村巡查の殴打者を特定できないことを言っていたのは、2月13日時点であるということになる。そうであれば、それより前の2月4日、同月9日という市川検事の取調時期に、同検事に対しては、K Rが石井に対するのと同じこと(殴打者は、クリーム色の服を着た男であるということ)を供述しなかったと考えることは余りに不合理であり、やはり市川検事に対しても、K Rは、服の色にこだわった供述をしていた、と考えるのが合理的である。そうすると、上記2・4及び2・9検面に「星野」としか記載されていないのは、相当強引な誘導の結果であることは優に推認されるのである。

ウ 「接見状況報告書」(1972年2月4日付警視庁尾久警察署巡查部長小熊隆作成)

市川検事は、公判でK Rは取調べに対して非常に素直で初めから何事も隠さず、人の名前も進んで供述していたと証言しているが、それは明らかに虚偽である。

上記「接見状況報告書」によると、2月3日午後1時から2時半まで、巢鴨警察署公安係調室にて、K Rの実父との接見が行われ、父親が涙を流して弁護士解任を勧めるのに同意し、解任届を書くに至る状況が簡潔に記載されている。

K Rは、逮捕された日である2月2日付け員面では、偽名の「みなかみ」なる人物以外の人名の記述は一切ない。ところが、この父親との接見があった翌4日には、中村殴打現場状況と星野の名前等が一挙に供述されているのである。

また、2日の員面には、「詳しいことは後で申し上げますが、今日は一応、私自身この闘争に参加はしたので、その行動について述べます」という趣旨が述べられており、自分のことは言っても他の人のことについては触れないようにするというK Rの当時の意思を窺わせる記述となっている。一方「偽名で『みなかみ』とかいう人の防衛隊の一員でした。」という申立人に関する部分が存し、捜査官の取調べが、申立人について集中していたことをも窺うことができる。

これらのことからすれば、2日と4日の供述内容の大きな隔たりの原因は、3日の父親接見にあったことが容易に認められるのである。

そうすると、K Rは、2月4日の市川検事の取調を受けている時点においては、前日の父親接見による弁護人の解任等によって、精神的に大きく動揺していたことが優に推認できるのであって、市川検事にとって、未成年であり精神的に大きく動揺しているK Rに対して、「きつね色の服を着た男」が「星野」であるとさせることは、比較的容易なことであったであろうことが推認されるのである。

OT引当供述以前からK Rに対する誘導がなされていたこと

以上のとおり、OT引当供述以前から、K Rに対して、服装の色をめぐって、捜査官(市川検事)の誘導がなされていたことは優に認められるのである。

第3 まとめ

以上、詳細に検討してきたとおり、K Rの捜査段階における「申立人が中村巡查を殴打していた」との供述調書の記載は、客観的にも、K Rの当時の認識としても誤りであることは既に明白である。

とすれば、K Rの捜査段階における「申立人が中村巡查を殴打していた」との虚偽供述を申立人を有罪とする根拠とすることができないことは当然のことであり、かかるK Rの虚偽供述の内容がOT引当供述に「流れ込み」、その他の目撃者とされる者の供述に「流れ出し」ていったのであるから、これらの捜査段階の供述調書の信用性は全くないといってよい。すなわち、OT引当供述を申立人を有罪とした証拠構造の要としている確定

判決の根拠はここに完全に崩壊したのであり、速やかに、原決定を破棄し、早期に再審開始決定を行わなければならないことは明らかである。

以 上

新 証 拠 目 録

- 1 弁第12号証 新証拠発見の経緯に関する報告書
- 2 弁第13号証 服装の色に関する調査報告書
- 3 弁第14号証 陳述書（KR作成）
- 4 弁第15号証 星野文昭との面会報告
- 5 弁第16号証 総括捜査報告書
- 6 弁第17号証 判決書写し（KM被告人に対するもの）
- 7 弁第18号証 1972年1月24日付けMGの検面調書
- 8 弁第19号証 KM被告人に対する第28回公判証言速記録抄本（MGのもの）
- 9 弁第20号証 KM被告人に対する第29回公判証言速記録抄本（MGのもの）
- 10 弁第21号証 第3次破防法裁判第55回公判証言速記録抄本（KRのもの）
- 11 弁第22号証 第3次破防法裁判第56回公判証言速記録抄本（KRのもの）